

青森県報

第三千二百二十七号

平成二十一年
八月二十四日
(月 曜 日)

目 次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
 - 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 一
 - 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水 産 振 興 課) …… 一
 - 河川法による兼用工作物の管理……………(河 川 砂 防 課) …… 二
 - 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) …… 二
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経 営 支 援 課) …… 三
 - 右 同……………(同) …… 五
 - 右 同……………(同) …… 五
- 出 先 機 関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(三 八 地 域 民 局) …… 六

告 示

青森県告示第五百五十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。

平成二十一年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
医療法人北翔会	目一三の六	青森市堤町二丁目一三の六	短期入所療養介護	医療法人北翔会北島外院科胃腸科医	青森市堤町二丁目一三の六	平成三・八・二〇

青森県告示第五百五十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十一年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
医療法人北翔会	目一三の六	青森市堤町二丁目一三の六	短期入所療養介護	医療法人北翔会北島外院科胃腸科医	青森市堤町二丁目一三の六	平成三・八・二〇

青森県告示第五百五十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたとしたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項

の規定により公示する。

平成二十一年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字白糠字下馬坂五〇 西 山 孝 行	白糠区域及び小田野区域	小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
下北郡東通村大字白糠字向流七五 東 田 加代子	白糠区域及び小田野区域	小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六 橋 本 喜 一	うち甲の地区 白糠漁業協同組合の地区	
下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道三三の二 石 田 勝 信	猿ヶ森区域 猿ヶ森漁業協同組合の地区	底建網漁業
上北郡東北町旭南四丁目三一の五八一 浜 田 商 一	小川原湖区域 小川原湖漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船による漁業
上北郡東北町字船ヶ沢一〇 新 堂 兼太郎	小川原湖区域 小川原湖漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船による漁業

青森県告示第五百五十九号

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十七条第一項の規定により一級河川岩木川水系金木川河川管理者青森県知事三村申吾と五所川原市道米町一線道路管理者五所川原市長平山誠敏との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により公示する。

その関係図書は、青森県国土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川岩木川水系金木川

二 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

三 河川管理施設の位置

五所川原市金木町菅原二二一の二三地内から五所川原市金木町玉水四三〇地内まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称 五所川原市

2 住所 五所川原市字岩木町二二

3 代表者の氏名 道路管理者 五所川原市長 平山誠敏

五 管理の内容

1 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)(の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

2 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

平成二十一年八月十一日から道路の存続する日まで

青森県告示第五百六十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「一 川内支店 一 むつ市川内町川内

「一 川内支店 一 むつ市大湊新町

「一 今別支店 一 東津軽郡今別町大字今別

「一 今別支店 一 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田

「一 を

「一 に、

「一 を

「一 に改める。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモールつがる柏
つがる市柏稲盛幾世四一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンモール株式会社
青森県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役 村上教行
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 岡田元也	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役社長 村井正平	平成 二〇・八・三
イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 川戸義晴	イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 村上教行	一〇・四・四
株式会社シーズ・プランニング 東京都練馬区春日町六丁目一九の八 代表取締役 神山多恵子	株式会社シーズ・プランニング 東京都練馬区春日町六丁目一九の八 代表取締役 関好邦	二〇・二・二〇

株式会社オンワード樫山 東京都中央区日本橋三丁目一〇の五 代表取締役 廣内武	株式会社オンワード樫山 東京都中央区日本橋三丁目一〇の五 代表取締役社長執行役員 水野健太郎	一九・九・三
株式会社ブルーメイト 岡山県井原市下出部町一丁目一七の一 取締役社長 大塚長六	株式会社ブルーメイト 岡山県井原市下出部町一丁目一七の一 取締役社長 畠山祥三	二〇・六・七
株式会社三鈴 東京都渋谷区代々木一丁目一の二 代表取締役 宮田修一	株式会社三鈴 東京都渋谷区代々木一丁目一の二 代表取締役 石角毅	二〇・一〇・一
トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 東京都大田区平和島六丁目一の一 東京流通センタービル 代表取締役社長 吉越浩一郎	トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 東京都大田区平和島六丁目一の一 東京流通センタービル 代表取締役社長 クリスチャン・トーマ	一九・一・一
株式会社ツルヤ靴店 愛知県名古屋千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 服部博幸	株式会社ジーフット 愛知県名古屋千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 服部博幸	二〇・二・三
スナップス販売株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 西原浩一	株式会社キタムラ 高知県高知市本町四丁目一の一六 代表取締役 成岡富士夫	二〇・一・一
ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区中央三条二丁目一の四一 代表取締役 前田勝敏		一九・二・六
株式会社金正堂本店 五所川原市字布屋町三〇の一 代表取締役 三上雅昭		一九・二・二〇
株式会社クリエティブヨーコ 長野県長野市大字高田六六七の一六 代表取締役 伊藤洋子		"
有限会社ほわいとあつがる 弘前市大字駅前二丁目二の一 代表取締役 小笠原新一		二〇・二・二〇

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールつがる柏

つがる市柏稲盛幾世四一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 村上教行

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 イオンモール株式会社 午前九時（ただし、午間六十日に限り、午前八時） 閉店時刻 イオンモール株式会社 午後十一時（ただし、午後八時） 以外 変更なし 閉店時刻 変更なし	平成二〇一〇年八月三十一日
来客が駐車場を利用できる時間帯	午前八時から午前三時まで	午前八時（ただし、午間六十日に限り、午前七時）から午前三時まで	

四 届出年月日

平成二十一年八月四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びつがる市役所

2 期間

平成二十一年八月二十四日から同年十二月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年十二月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年八月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
シンフォニープラザ沼館
八戸市沼館四丁目の一〇一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三菱UFJリース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目五の一
代表取締役社長 小幡尚孝
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	二二、一九五平方メートル	一四、二二四平方メートル	平成 三・四・七
大規模小売店舗の設置及び収容台数	九九〇台	九六七台(位置は、届出書添付図面のとおり)	
大規模小売店舗の施設に関する事項	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間	荷さばき施設NO午前六時から午後八時まで 荷さばき施設NO午前六時から午後九時まで 荷さばき施設NO午前六時から午後八時まで	

四 届出年月日
平成二十一年八月六日

五 届出書及び添付書類の縦覧
場所

1 青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十一年八月二十四日から同年十二月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年十二月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、名川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十四日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員別の区別	氏 名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	工藤 徳二	三戸郡南部町大字下名久井字宗前七の四	平成 三・五・二就任
" "	奥瀬 修一	大字斗賀字下斗賀一七	" "
" "	木村 律行	大字相内字沢構七四	" "

理事	監事	四戸 保	掛端 文雄	宮木 信男	宮木 一夫	四戸 諭	四戸 忠志	佐藤 春夫	砂庭 寿昭	佐々木 定	佐々木 孝雄	相内 秀明	石塚 正義	西塚 英夫	梅内 勝治	工藤 茂	中里 金作	板垣 泰庸	沼畑 和雄	梶沢 隆	川村 正治	掛端 文雄	工藤 徳二	沼畑 和雄	宮木 信男	四戸 栄二	四戸 正男	宮木 一夫	四戸 諭	松井 一弘	四戸 俊美	佐々木 孝雄	佐々木 定		
		〇	〇	三	〇	〇	一	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
		大字上名久井字下モ町二五	〃 〃 一八	〃 〃 字下田鎖四の	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃	
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

三・五〇退任

監事	木村 征雄	石塚 正義	工藤 茂	中里 金作	根市 一志	工藤 正美	梅内 英雄
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	大字斗賀字下斗賀五二の一	〃 〃 三	大字下名久井字在家五	大字赤石字上ノ平七	大字下名久井字宗前二一	大字虎渡字虎渡五五	大字斗賀字上駒橋一一の一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭